装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「第四十四号第四改訂版」を「第百二十九号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年一月二十六日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、当分の間、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。